

いきいきボランティアポイント制度事業について



令和6年度

荒川区福祉部介護保険課

目 次

1	ボランティア活動の意義といきいきボランティアポイント制度が目指すもの	3
2	ボランティアの受入に当たって	4
3	いきいきボランティアポイント制度事業の概要	5
4	受入機関等の手続き	7

1 ボランティア活動の意義と

いきいきボランティアポイント制度が目指すもの

受入機関にとっての意義

- 施設や利用者に対する理解の促進
- 地域社会との架け橋
- サービスの質・量の拡充
(単なる人手不足の解消ではなく、施設職員とは異なるボランティア独自の役割)
- 住民参加 など

ボランティアにとっての意義

- 社会参加・社会貢献
- 介護予防・健康づくり
- 生きがい
- 施設・サービスに対する理解の促進
- 技術や知識の習得、自分自身の成長 など

いきいきボランティアポイント制度が目指すもの

- いきいきボランティア登録者が社会参加活動を通じて活躍してもらうことで地域の活性化を図り、地域全体の参加や連携のための仕組みや体制を作っていくこと
- 高齢者のボランティア活動を奨励・支援することで、ボランティア自身の介護予防につなげ、元気な高齢者を増やすこと



2 ボランティアの受入に当たって



ボランティア受入のポイント（ボランティアが活動しやすい環境づくり）

○ 施設全体で、ボランティアを受け入れる意義や受入方針を共有しましょう

ボランティアの力がよりよく発揮されるよう、施設の各職員がボランティアについて共通認識を持ち、対応できる体制を作りましょう。

○ ボランティアに施設内での規則や活動上の注意点をよく説明し、行ってもらう活動内容を明確にしましょう

活動を始める前に、プライバシーの遵守や衛生面等の注意事項、ボランティアに行ってもらいたいことや行ってはいけないことなどを十分に説明し、お互いに共通認識を持つことで、活動中の事故やトラブルの防止にもつながります。

○ 受入窓口を明確にしておきましょう

施設側とボランティアとの円滑な連絡のためにも窓口を明確にしておきましょう。ボランティアから連絡がきた際には、迅速な対応をお願いします。

○ ボランティアの思いに気づき、声かけを

ほったらかしにされるとボランティアの意欲は低下してしまいます。ボランティアがやる気を持って活動を継続できるよう、ボランティアの思いに気づき、励ましや感謝の言葉をかけましょう。また、ボランティアからの相談や発言に耳を傾け、誠意をもって対応しましょう。

ボランティア活動を楽しく続けるコツ（説明会でボランティアの方にお話しています）

○ 身近なことから無理のない範囲で

ご自身に合った活動内容を見つけ、健康を考えて無理のない範囲で行いましょう。あまり頑張り過ぎず、自分の生活や仕事などを大切にしながら活動を続けましょう。

○ 相手を理解し、尊重した活動を

利用者は性格や環境により生活習慣や考え方も1人ひとり違いがあります。自己満足や善意の押し付けではなく、相手の立場に立ち、相手のニーズに合わせて活動しましょう。

○ 秘密や約束を守りましょう

利用者の個人情報、絶対に人に漏らしてはいけません。また、時間など約束したことは必ず守り、体調不良や急用で活動を休む場合は、必ず施設に連絡するなどの対応をしましょう。

○ かかえこまないように

活動する上で困ったことなどがあれば、まずは施設職員に相談しましょう。また、荒川区や荒川ボランティアセンターをはじめ、様々な人や団体、機関と連携して、一人で抱え込まないようにしましょう。

○ 広い視野を持ちましょう

活動を通じて、地域のこと、活動に関わる制度や知識についてなど、様々な情報を吸収しましょう。

○ ボランティア活動の中で気づいたこと、アイデア、意見を伝えましょう

ボランティアは施設と地域との架け橋にもなり、ボランティアの気づきが、施設の気づきにつながります。



3 いきいきボランティアポイント制度事業の概要

(1) 事業の目的

ボランティア活動を通して地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を促進することで、元気な高齢者が暮らす地域づくりを目指しています。(平成23年7月1日から制度開始)

(2) 制度対象者

区内在住の65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)

(3) 対象となるボランティア活動について

ア 受入機関等

次のいずれかに該当するもののうち、施設等からの指定申込みに基づき、区長が指定するものとします。

○ 区内の介護保険サービス事業所

※次のサービスを提供する事業所を対象としています。

- | | |
|--------------|---------------|
| ・通所介護 | ・認知症対応型通所介護 |
| ・通所リハビリテーション | ・認知症対応型共同生活介護 |
| ・短期入所生活介護 | ・介護老人福祉施設 |
| ・特定施設入居者生活介護 | ・介護老人保健施設 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | |

○ 区内の地域包括支援センター

○ ふれあい粋・活サロン

○ 子育て交流サロン

○ その他、区長が必要と認めるもの

イ 活動の範囲

活動の範囲は、次のボランティア活動とします。

○ レクリエーション等の参加支援

○ 事業所の催事に関する手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等)

○ 散歩、外出、屋内移動の補助

○ 話し相手・傾聴

○ お茶出し、食堂内での配膳、下膳等の補助

○ 事業所職員と共に行う軽微かつ補助的な作業

○ 子どもたちとの遊び相手・おもちゃ片付け

○ その他、区長が必要と認める活動

※ただし、有償の活動(交通費や食事代等の実費分のみが支給される場合は有償とはみなしません。)を除きます。

(4) いきいきボランティアポイント制度参加の流れ（ボランティア活動者について）

①いきいきボランティア説明会の受講

ボランティア活動を行おうとする方は、区が開催するボランティア説明会を受講します。説明会の際に、併せてボランティア登録の受付も行います。登録は初回のみで、翌年度から自動更新となります。

○説明会の内容

- ・いきいきボランティアポイント制度事業の概要（介護保険課より）
- ・ボランティア活動を始めるに当たって（心構え等）（荒川ボランティアセンターより）
- ・登録手続き

○説明会の開催日程：区報やホームページなどでお知らせしています。

（月1回程度・各1時間程度。どの回も同内容で実施。）

②いきいきボランティアポイント制度登録

登録者（ボランティア）は、いきいきボランティア手帳と受入機関一覧を受け取ります。手帳は年度毎に1人1冊で、登録の翌年度からは郵送で自宅に送付します。

③受入機関への活動申込み

受入機関一覧をもとに、ボランティア自身で活動を希望する施設へ連絡し、施設の担当者とは相談して、活動日時や内容を決めます。

④活動参加・スタンプ押印

1日の活動が終了したら、その都度いきいきボランティア手帳を提示し、施設の担当者にスタンプを押してもらいます。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2時間以上でも2スタンプが上限

（例：1日に3時間ボランティア活動を行ったとしても、押せるスタンプは2つまで。）

※1スタンプにつき100ポイント（＝交付金100円）として換算

⑤交付金の申請

貯まったスタンプ数に応じて、翌年度にボランティア自身で交付金を申請します。

○申請できる方：スタンプ10個（＝1000ポイント）以上貯まった方 及び
介護保険料の滞納のない方

○交付金の換算：100ポイントにつき100円として換算

（年間の上限は5000ポイント（＝5,000円））

ボランティア活動保険について

全ての登録者を被保険者として、ボランティア活動保険に加入します（区が費用負担）。

この保険は、活動中に起こりえる事故を対象としたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっており、詳しい補償内容等はいきいきボランティア手帳に記載してあります。（登録者が行う手続きはありません。）





4 受入機関等の手続きについて

(1) 登録施設指定の申込み

本制度の受入機関となるには登録申込みが必要です。登録を希望する施設は、「いきいきボランティアポイント制度事業登録施設指定申込書」及び「活動内容紹介シート」を区に提出してください。

(2) 「登録施設指定可否決定通知書」及びスタンプの受取り

区は登録要件等を確認後、「いきいきボランティアポイント制度事業登録施設指定可否決定通知書」をお送りします。受入機関として指定した施設には、指定番号が入った活動記録スタンプをお渡しします。活動記録スタンプは、登録施設において対象となる活動を行ったことを証明するスタンプです。管理者の注意を持って、適切に管理を行ってください。



(3) 活動受入の調整・手続き

本制度のボランティア登録者から、活動希望について連絡が入ったら、活動日時や内容などを本人と相談して調整し、各施設の規定等に基づいて受入手続きを行ってください。希望者全てを受け入れなければならないというわけではありませんが、本制度の趣旨をご理解いただき、積極的な受入をお願いします。はじめからボランティアをすることに抵抗のある登録者もいますので、施設見学や体験等での受入にもご協力をお願いします。

(4) 活動参加の確認・スタンプの押印

ボランティアが1日の活動を終了したら、活動内容を確認した上で、実績に応じていきいきボランティア手帳にスタンプを押印、日付を記入してください。

※活動1時間程度で1スタンプ、2時間以上でも1日2スタンプまでです。

(5) 指定の変更及び取下げ

上記(2)で指定を受けた内容に変更がある場合は、「いきいきボランティアポイント制度事業登録施設指定変更申請書」を区に提出してください。また、「活動内容紹介シート」(冊子「各施設のボランティア受入内容のご紹介」に掲載)に変更が生じた場合は、「活動内容紹介シート」を改めて区に提出してください。

指定を取り下げようとするときは、「いきいきボランティアポイント制度事業登録施設指定取下届」を提出してください。※書類等必要な場合は介護保険課までご連絡ください。

(6) ボランティア説明会への参加

希望する登録施設には、ボランティア説明会に参加し、説明会参加者へボランティア募集のPRや個別相談を行っていただくことができます。参加を希望する場合は、介護保険課までご連絡ください。

(7) 事故やけがの報告

本制度の登録者を対象としてボランティア活動保険に加入しています。万一、活動中や施設への往復途中にけがや事故が起こった場合は、介護保険課までご連絡をお願いします。

○いきいきボランティアポイント制度事業の流れ



